第４回ワーキング・グループ（文化芸術関係）における主な御意見

資料４－２

（実施主体の認定要件・申請手続について）

・　申請様式について、記載項目や提出書類をできるだけ簡素化し、記入例を充実させるべき。
・　活動場所が学校施設なのか、個人の稽古場なのか等、申請時に細かく書き込めることが望ましい。
・　運営団体と実施主体の役割分担について、募集要項等で分かりやすく示す必要がある。
・　役職や実績に固執せず、若手指導者も参画しやすいよう募集をしてもらいたい。
・　実施主体の複数名体制の認定要件は、団体構成員として複数名が必要なのか、もしくは指導者が複数名いれば足りるのかを明確にする必要がある。
・　加盟団体がある実施主体（教室）は、各教室を含めた加盟団体による申請を可能としてほしい。

（指導者・安全管理について）

・　子ども性暴力防止法への対応やハラスメント防止に係る継続的な研修・確認体制を明確にすべき。
・　指導者登録について、常時指導する者とスポット的に指導する者で取扱いが異なるのであれば、そのことを明示しておくべき。
・　特定の宗教や政治思想を持つ団体の活動に対する認定要件は定めておくべき。

（活動内容・活動場所について）

・　複数の分野が連携して活動する場合には、共同で１つの申請で足りるようにしてほしい。
・　実施主体が活動場所を申請段階で選べることが望ましい。

（参加者の受入れ・募集方法について）

・　受入れ人数の上限設定や最少催行人数の設定を可能としつつ、上限に達した場合の参加者選考は抽選など公平な方法で行うことが必要。

（認定・評価について）

・　認定期間終了時の更新手続や活動実績の確認方法について、今後整理が必要。
・　活動報告や実績確認の在り方については、実施主体の負担とのバランスを考慮して検討すべき。

（放活における京都文化活動（仮称）について）

・　放活における京都文化活動（仮称）は、伝統・文化活動への入口として子どもが気軽に体験できる仕組みとして期待される一方で、京クラとの違いや公費負担実施によって京クラへの参加に影響が生じないよう、制度設計は十分検討する必要がある。